

鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第4条中「前条の」を削る。

第5条第1項中「条例第6条に規定する」を削り、「翌年の」を「翌年」に改める。

第6条中「第5号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第7条ただし書中「後期高齢者医療被保険者」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者」に改める。

第8条中「申請者」を「受給資格者」に改める。

別記第1号様式中

年 月 日 受 印
申請した医療費助成金は、左記 預金口座へ振替を依頼します。 印

を

申請した医療費助 金口座へ振替を依頼 ※ 受給資

成金は、左記預貯 預します。
年 月 日 資格者証交付済み

に改める。

別記第2号様式中「氏名 印」を「氏名

」に改め、「注 記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第3号様式中「発行機関」を「発行機関名」に改め、「通院のみ」を削り、「支払い」を「支払」に、「必ず」を「、必ず」に、「書いてある」を「掲げる」に改め、「若しくは扶養義務者」を削り、「お尋ね」を「お問い合わせ」に改める。

別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「注 記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

別記第6号様式中

申請者氏名	印
-------	---

を

申請者氏名

--

に改める。

別記第8号様式中「振り込みました」を「振り込みます」に改め、同様式1の項中「及び」を削り、同様式2の項中「うえ」を「上」に改め、同様式3の項中「支払い」を「支払」に、「。（最も早くて、診療月の2か月後の末日）」を「（最も早くて診療月の2か月後の末日）。」に改め、同様式4の項を削り、同様式5の項を同様式4の項とし、同様式6の項中「内容に」を「内容について」に改め、同項を同様式5の項とする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正してこれを使用することができる。